随意契約理由書

１　案件名称

　　令和３年度　大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式増設部品　長期借入

２　契約の相手方

　　富士通リース株式会社

３　随意契約理由

本契約は、平成31年４月２日付で契約締結した「大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式　長期借入」（以下、「本体契約」という）で調達したサーバ機器について令和３年９月から実施を予定している戸籍副本データ管理システムに対し、戸籍副本等情報の全件送信を実施するにあたり、サーバに求められる性能要件を満たすため、メモリの増設を行うものである。

　　本契約について、本体契約の契約相手方と異なる事業者から借入を行った場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明確になり、本体契約の仕様で定めている保守対応が対象外となる。

　　したがって、サーバに求められる性能要件を満たし、大阪市戸籍情報システムの安定稼働を実現するためには、本体契約の相手方である左記契約の相手方より借入を行い、増設作業及び保守業務を一体的に実施する必要がある。

　　以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－6208－7337）